

# 令和8年度兵庫型奨学金返済支援事業にかかる広報展開業務 委託仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度兵庫型奨学金返済支援事業にかかる広報展開業務

## 2 目的

兵庫県では、県内中小企業の人材確保や若者の県内就職・定着を図るため、「兵庫型奨学金返済支援制度」を設け、若手従業員の奨学金返済を支援している企業とその従業員に対し、補助を実施している。

本制度の活用においては、まずは企業が独自で従業員に対する奨学金返済負担軽減制度を設ける必要があり、制度をより多くの企業・従業員に活用してもらうためには導入企業の増加が重要である。

さらに、制度拡充の裾野を広げるため、これから就職活動を行う学生や、その他幅広い層に認知されることも有効と考えられるため、それらターゲットに広く届く様々な広報媒体を活用し、制度内容についてより一層の普及啓発を目指す。

## 3 事業期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日

## 4 事業費

11,715,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 業務内容

本事業の目的達成に向けた広報戦略とそれに基づくターゲット分析手法及び広報手法について提案し、委託者と協議して実施すること。

### (1) 事業戦略の策定・提案

制度導入の現状や参入障壁となる要因等を的確に捉えて、どのような考え方で広報するのか、以下①～③のターゲットに対して制度内容が的確に伝わるよう、各対象の特徴や行動特性等に応じた統合的な広報戦略を立案すること。

なお、提案にあたっては、制度のマークや啓発動画を活用するなど、画期的な広報手法や魅力的な広告デザイン、広告配信効果を視野に入れ、具体的に提案すること。

①県内中小企業

②学生

③その他（主に県内の若手転職希望者、学生の保護者、学校の教員や大学のキャリアセンター職員など）

## (2) 広報手法

(1) の広報戦略に基づき、制度内容の訴求に効果的な広報メディア（テレビラジオ、新聞、WEB、雑誌、交通広告、屋外広告等）等を利用した戦略的な情報発信による兵庫県雇用開発協会 HP への誘導に関する取組を提案すること。

なお、提案にあたっては、下記の例示を参照しつつ、他に効果的な手法の提案を妨げない。

### ① SNS 広告

(ア) SNS 媒体を用いた広告配信すること。その際、兵庫県雇用開発協会の有する「兵庫型奨学金返済支援制度」ページへの誘導につながるような内容とすること。

(イ) 具体的な媒体や配信内容、時期、回数等は、委託者と協議して決定すること。

### ② デジタルサイネージ

(ア) 訴求効果が見込まれる県内の 1 カ所以上で発信すること

(イ) 各デジタルサイネージにおいて支障なく発信できるよう、ファイルのサイズや形式を各媒体の指定に合わせること。

(ウ) 具体的な配信場所、時期、回数等は、委託者と協議して決定すること。

### ③ 広報誌広告

(ア) 県内中小企業の代表取締役や役員などに対して直接的に訴求効果が見込まれる広報誌を用いて、広告配信すること。

(イ) 具体的な内容、時期、回数等は、委託者と協議して決定すること。

### ④ 普及啓発グッズ作成

(ア) 奨学金のマークを活用した普及啓発グッズを作成すること。

(イ) 具体的な内容、時期、個数等は、委託者と協議して決定すること。

## (3) 実績報告

ア 受託者はすべての業務を実施後、速やかに事業の実施内容をまとめた報告書を委託者へ提出すること。その際、各媒体による広告効果を分析したデータ、PR 資材等を制作する場合は、制作物の現品をそれぞれ納品すること。

イ 契約期間満了までに、総事業費を整理し、事業全体の実績報告書を提出すること。

ウ この業務に要した費用の額が、委託契約の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。

## 6 業務実施上の留意点

### (1) 契約の締結

- ① 本コンペは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ② 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

### (2) 実施計画の策定

受託者は、業務を進めるに当たり、事業計画及びスケジュール、実施体制等を示した実施計画を委託者に提出すること。

### (3) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は委託者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

### (4) 業務の履行に関する措置

- ① 本業務の履行においては、委託者の指示に従うこと。業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行にあたること。
- ③ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。

### (5) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品にかかる著作権、所有権は、委託者に帰属し、委託者は当該成果品を自ら使用するために必要な範囲内において、利用できるものとする。

### (6) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行条

例（令和4年兵庫県条例第44号）を遵守しなければならない。

#### （8）著作権・肖像権

- ① 受託者は、成果物が第三者の所有権や著作権その他の権利を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続を行うこと。費用が発生する場合は、受託者において負担すること。
- ② 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・画像等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。
- ③ BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、著作権等の問題が発生しないようにすること。

#### （9）再委託

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

#### （10）その他

- ① 受託者は業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は委託業務の終了後、実績報告書を作成し、県に提出すること。
- ③ 本業務に関する必要な経費はすべて契約金額に含むものとする。
- ④ 県は、受託者の事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して受託者に適正な履行を求めることができるものとし、受託者は、特別な理由がない限り、この調査又は報告に応じることとし、この業務の終了後も、業務が終了する日の属する委託者の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。この際、受託者は、調査又は報告に応じることができるよう、事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理しておくこととする。
- ⑤ この業務に要した費用の額が契約時の委託料の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。

- ⑥受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと
- ⑦受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。